南相馬市規則第　　号

**資料４**

　　　南相馬市農村公園管理規則の一部を改正する規則

　南相馬市農村公園管理規則（平成１８年南相馬市規則第１２３号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改　正　後 | 改　正　前 |
| （公園事務の所管）  第２条　公園事務の主管課は、鹿島区産業建設課とする。 | （公園事務の所管）  第２条　公園事務の主管課は、経済部農政課とする。 |

　　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行する。

6